

調査表4－1

市区町村別集計項目(推進体制等)

神奈川県

市区町村数

33

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)							
		担当課(室)名	所 属			府 内 の 連 絡 会 議	の 有 無 い 会 議	問3-1 有		問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無		
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況	
								24	25	6		33					
14 100	横浜市	政策経営局男女共同参画推進課	1 1	1 1	1 1	横浜市男女共同参画推進条例	2001年4月1日	2001年4月1日		第5次横浜市男女共同参画行動計画	2021年4月	~	2026年3月	1 1			
14 130	川崎市	人権・男女共同参画室	1 2	1 1	1 1	男女平等かわさき条例	2001年6月29日	2001年10月1日		第5期川崎市男女平等推進行動計画 (かわさき☆かがやきプラン)	2022年4月	~	2026年3月	1 1			
14 150	相模原市	人権・男女共同参画課	1 2	1 1	1 1	さがみはら男女共同参画推進条例	2004年3月26日	2004年4月1日		第3次さがみはら男女共同参画プラン	2020年4月	~	2028年3月	1 1			
14 201	横須賀市	人権・ダイバーシティ推進課	1 1	2 1	1 1	横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例	2001年12月21日	2002年4月1日		第6次横須賀市男女共同参画プラン	2023年4月1日	~	2027年3月31日	1 1			
14 203	平塚市	人権・男女共同参画課	1 2	1 1	1 1				4 ひらつか男女共同参画プラン2024	2024年4月	~	2032年3月	1 2				
14 204	鎌倉市	地域共生課	1 2	1 1	1 1	鎌倉市男女共同参画推進条例	2007年1月4日	2007年2月1日		かまくらジェンダー平等プラン 【鎌倉市男女共同参画計画(第3次)】	2022年4月1日	~	2032年3月31日	1 1			
14 205	藤沢市	人権男女共同平和国際課	1 2	1 1	1 1				4 ふじさわジェンダー平等プラン2030 ～藤沢市男女共同参画計画～	2021年4月	~	2031年3月	1 1				
14 206	小田原市	人権・男女共同参画課	1 1	1 1	2 2				4 第3次おだわら男女共同参画プラン	2022年4月	~	2027年3月	1 1				
14 207	茅ヶ崎市	多様性社会推進課	1 2	1 1	1 1				3 茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画	2023年4月	~	2031年3月	1 1				
14 208	逗子市	市民協働部市民協働課	1 2	1 1	1 1	逗子市男女平等参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例	2022年6月20日	2022年10月1日		すし男女平等参画プラン2030	2023年4月1日	~	2031年3月31日	1 1			
14 210	三浦市	市民協働課	1 2	1 1	1 1				4 第3次みうら男女共同参画プラン	2021年4月	~	2026年3月	1 1				
14 211	秦野市	市民相談人権課	1 2	1 1	1 1				4 第4期はだの男女共同参画プラン	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1 1				
14 212	厚木市	市民協働推進課	1 2	1 1	1 1				4 第4次厚木市男女共同参画計画	2023年4月	~	2028年3月	1 1				
14 213	大和市	国際・市民共生課	1 2	1 1	1 1				4 第4次やまと男女共同参画プラン	2025年度	~	2029年度	1 1				
14 214	伊勢原市	人権・広聴相談課	1 2	1 1	1 1				4 第3次伊勢原市男女共同参画プラン	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1 1				
14 215	海老名市	市民相談課	1 2	1 1	1 1				4 第4次海老名市男女共同参画プラン	2025年4月	~	2030年3月31日	1 1				
14 216	座間市	人権・男女共同参画課	1 2	1 1	1 1				4 第三次ざま男女共同参画プラン	2023/4/1	~	2031/3/31	1 1				
14 217	南足柄市	市民協働課	1 1	1 1	1 1				4 みなみあしがら男女共同参画プラン (第5次)	2021年4月	~	2026年3月	1 1				
14 218	綾瀬市	市民活動推進課	1 2	2 2	2 2				4 第3次あやせ男女共同参画プラン	2021年4月	~	2031年3月	1 1				
14 301	葉山町	町民健康課	1 2	2 2	1 1				4 ジェンダー平等プランはやま(第5次)	2025年4月1日	~	2028年3月31日	1 2				
14 321	寒川町	町民窓口課	1 2	1 1	1 1				4 第5次さむかわ男女共同参画プラン	2021年4月	~	2025年3月	1 1				

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)							
		担当課(室)名	所属			府内の連絡機関 の有無 会議	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無		
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)		問4-2 計画名称	問4-2 計画期間		問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況	
14	341	大磯町	町民課	1	2	1	2			4	第3次大磯町男女共同参画推進プラン	2021年	~	2025年	1	1	
14	342	二宮町	町民課	1	2	1	2			4	にのみやジェンダー平等プラン ～第3次二宮町男女共同参画計画～	2023年4月1日	~	2033年3月31日	1	1	
14	361	中井町	地域防災課	1	2	2	1			4	中井町男女共同参画プラン改訂版	2018年4月	~	2026年3月	1	1	
14	362	大井町	協働推進課	1	2	1	1			4	大井町男女共同参画プラン(第3次)	2022/4/1	~	2027/3/31	1	1	
14	363	松田町	定住少子化担当室	1	2	2	1			3	松田町男女共同参画プラン	2023年	~	2027年	1	1	
14	364	山北町	地域防災課	1	2	2	2			4	やまときのく男女共同参画プラン改訂版	2019年3月	~	2029年3月	1	1	
14	366	開成町	企画政策課	1	2	2	2			4	第4次かせい男女共同参画プラン	2020年4月1日	~	2026年3月31日	1	1	
14	382	箱根町	総務部町民課	1	2	1	1			4	はこね男女共同参画推進プラン(第3次)	2025年4月	~	2034年3月	1	1	
14	383	真鶴町	政策推進課	1	2	2	2			4	まなづる男女共同参画プラン改訂版	2021年3月	~	2031年3月	1	1	
14	384	湯河原町	地域政策課	1	2	1	1			4	ゆがわら男女共同参画プラン	2025	~	2030	1	1	
14	401	愛川町	総務部住民協働課	1	2	1	1			4	第3次愛川町男女共同参画基本計画	2024年4月	~	2036年3月	1	1	
14	402	清川村	生涯学習課	2	2	2	2			4	清川村男女共同参画基本計画	2021年4月	~	2026年3月	2	1	

<選択肢回答>

所属

1 首長部局

府内連絡会議

1 有

2 教育委員会

2 無

事務所掌

1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課

1 有

諮詢機関

2 1ではない

2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

1 2025年度中(2026年3月末)までの制定を目指す1 一体

2 2026年度以降の制定を目指す検討中

3 その他

4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

2 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

1 単独計画として策定

2 総合計画の一部として策定

現在の状況

1 策定予定有

2 策定予定無

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

神奈川県

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)								問6-5 管理・運営主体									
		問6-1			問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		施設管理			事業運営				
		名称	愛称・通称	郵便番号	住所		電話番号	FAX番号	ホームページ			単独	複合	直営	指定管理者	その他			
		8										3	5	3	5	0	4	5	0
14 100	横浜市	男女共同参画センター横浜	フォーラム	244-0816	横浜市戸塚区上倉田町435-1		045-862-5050	045-862-4671	https://www.women.city.yokohama.jp/y/	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>				<input type="radio"/>			
14 100	横浜市	男女共同参画センター横浜南	フォーラム南太田	232-0006	横浜市南区南太田1-7-20		045-714-5911	045-714-5912	https://www.women.city.yokohama.jp/m/	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>				<input type="radio"/>			
14 100	横浜市	男女共同参画センター横浜北	アートフォーラムあざみ野	225-0012	横浜市青葉区あざみ野南1-17-3		045-910-5700	045-910-5755	https://www.women.city.yokohama.jp/a/		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>			
14 130	川崎市	川崎市男女共同参画センター	すぐらむ21	213-0001	神奈川県川崎市高津区溝口2丁目20番1号		044-813-0808	044-813-0864	https://www.scrum21.or.jp/	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>				<input type="radio"/>			
14 150	相模原市	相模原市立男女共同参画推進センター	ソレイユさがみ	252-0143	神奈川県相模原市緑区橋本6-2-1 シティ・プラザはしもと内		042-775-1775	042-775-1776	https://www.soleilsagami.jp		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
14 201	横須賀市	横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会の推進施設	デュオよこすか	238-0041	横須賀市本町2-1 横須賀市立総合福祉会館5階		046-822-0804	046-822-0804	第6次横須賀市男女共同参画プラン		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>			
14 203	平塚市																		
14 204	鎌倉市																		
14 205	藤沢市																		
14 206	小田原市																		
14 207	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市男女共同参画推進センター	いこりあ	253-0044	神奈川県茅ヶ崎市新栄町12-12 茅ヶ崎トラストビル4階		0467-57-1414	0467-57-1666	https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/shisetsu_info/s_others/1002753.html		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>					
14 208	逗子市																		
14 210	三浦市																		
14 211	秦野市																		
14 212	厚木市																		
14 213	大和市																		
14 214	伊勢原市																		
14 215	海老名市																		
14 216	座間市																		
14 217	南足柄市	南足柄市女性センター		250-0105	神奈川県南足柄市関本591-1 ヴェルミ3 3階		0465-73-8211	0465-70-1832	https://www.city.minamishigashikanagawa.jp/shisetsu/siminkatsudou/jyosei_center.html		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>					
14 218	綾瀬市																		
14 301	葉山町																		
14 321	寒川町																		
14 341	大磯町																		

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 名	市 区 町 村	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)								問6-5 管理・運営主体						
			問6-1			問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体				
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
14	342	二宮町															
14	361	中井町															
14	362	大井町															
14	363	松田町															
14	364	山北町															
14	366	開成町															
14	382	箱根町															
14	383	真鶴町															
14	384	湯河原町															
14	401	愛川町															
14	402	清川村															

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

神奈川県

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2025年4月1日現在で開設済の施設）														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	設置根拠 条例	問16	問17	問6-6 職員数(人)	問6-7 予算額 (千円)	問6-8 主な事業							
						設置根拠 2条以外	自治体または施設 (両方を含む)と NWECとの 業務上の関わり	常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ない職員)		1 連携・ 協働	2 広報啓発	3 講座	4 相談事業	5 実態把握	6 調査研究	7 国際交流	8 情報収集
14	363	松田町															
14	364	山北町															
14	366	開成町															
14	382	箱根町															
14	383	真鶴町															
14	384	湯河原町															
14	401	愛川町						○									
14	402	清川村															

調査表4-3

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

神奈川県

都道府県コード	市区町村名	市町村	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)														
			問7-1			市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態															
			2			19	1	5.3	35	5	14.3	14	1	7.1	13	0	0.0	6,819	759	11.1
14 100	横浜市					1	0	0.0	4	1	25.0							2827	356	12.6
14 130	川崎市					1	0	0.0	3	0	0.0							606	65	10.7
14 150	相模原市	2000年7月8日	さがみはら男女共同参画都市宣言		1	1	0	0.0	3	1	33.3							577	65	11.3
14 201	横須賀市					1	0	0.0	2	0	0.0							361	35	9.7
14 203	平塚市					1	0	0.0	2	0	0.0									
14 204	鎌倉市					1	0	0.0	2	0	0.0							177	21	11.9
14 205	藤沢市					1	0	0.0	2	0	0.0							473	79	16.7
14 206	小田原市					1	0	0.0	2	0	0.0							249	7	2.8
14 207	茅ヶ崎市					1	0	0.0	2	0	0.0							135	11	8.1
14 208	逗子市					1	0	0.0	1	0	0.0							75	18	24.0
14 210	三浦市					1	0	0.0	0	0								54	7	13.0
14 211	秦野市					1	0	0.0	2	0	0.0							233	7	3.0
14 212	厚木市					1	0	0.0	2	0	0.0							213	10	4.7
14 213	大和市					1	0	0.0	2	1	50.0							161	12	7.5
14 214	伊勢原市					1	0	0.0	1	0	0.0							101	8	7.9
14 215	海老名市					1	0	0.0	2	1	50.0							1	0	0.0
14 216	座間市					1	1	100.0	1	0	0.0							171	34	19.9
14 217	南足柄市					1	0	0.0	1	1	100.0							34	1	2.9
14 218	綾瀬市	2002年7月7日	綾瀬市男女共同参画都市宣言		2	1	0	0.0	1	0	0.0							14	2	14.3
14 301	葉山町											1	0	0.0	1	0	0.0	28	2	7.1
14 321	寒川町											1	0	0.0	1	0	0.0	22	9	40.9
14 341	大磯町											1	0	0.0	1	0	0.0	24	0	0.0
14 342	二宮町											1	1	100.0	1	0	0.0	20	1	5.0
14 361	中井町											1	0	0.0	1	0	0.0	27	1	3.7
14 362	大井町											1	0	0.0	1	0	0.0	40	3	7.5
14 363	松田町											1	0	0.0	1	0	0.0	25	1	4.0
14 364	山北町											1	0	0.0	1	0	0.0	53	1	1.9
14 366	開成町											1	0	0.0	1	0	0.0	14	0	0.0
14 382	箱根町											1	0	0.0	1	0	0.0	35	0	0.0
14 383	真鶴町											1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
14 384	湯河原町											1	0	0.0	0	0		11	0	0.0
14 401	愛川町											1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
14 402	清川村											1	0	0.0	1	0	0.0	29	3	10.3

<選択肢回答>
男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

神奈川県

調査時点コード	1	2025年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲						問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						問9-1		調査時点コード						
		問8-1			問8-2			問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		調査時点コード										
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他				
					2,284	1,952	31,470	11,297	35.9		1,476	1,347	19,436	6,491	33.4	172	110	1,025	195	19.0	949	108	11.4	966	109	11.3								
	小計										1,473	1,344	19,360	6,474	33.4	172	110	1,025	195	19.0														
14 100	横浜市		2026年3月	女性割合40%未満の附属機関数30機関(3人以下の附属機関除く)	217	216	2,739	1,168	42.6	地方自治法第138条の4第3項及び地方公営企業法第14条の規定に基づき、法律又は条例により設置する附属機関	215	214	2,740	1,168	42.6	6	5	139	20	14.4	62	11	17.7	63	11	17.5	1	1	1	1	1	1	1	
14 130	川崎市	40.0	2026年3月		289	270	4,636	1,628	35.1	地方自治法第138条の4の規定に基づき設置された附属機関、附属機間に設置された部会、地方自治法第174条の規定に基づき設置された専門委員、要綱等に基づき開催される懇談会及び附属機関等に準ずるもの	129	122	3,440	1,260	36.6	6	4	49	14	28.6	64	6	9.4	65	6	9.2	2	2025年6月1日	2	2025年6月1日	1	1	1	1
14 150	相模原市	40.0	2028年3月		162	142	2,242	799	35.6	法律、条令、要綱により設置している審議会等	86	80	1,198	414	34.6	6	3	39	5	12.8	44	3	6.8	45	3	6.7	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日
14 201	横須賀市	40.0	2027年3月	審議会等の設置及び運営に関する要綱で定めている。	87	76	1,120	344	30.7	審議会等のうち、休止及び委員未設定の審議会等を除いたもの	87	76	1,120	344	30.7	6	5	29	9	31.0	33	3	9.1	34	3	8.8	2	2024年8月1日	2	2024年8月1日	1	1	1	1
14 203	平塚市	30.0	2028年3月		81	64	785	230	29.3		63	56	694	211	30.4	6	4	50	8	16.0	34	5	14.7	35	5	14.3	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日
14 204	鎌倉市			毎年度「男女いすれか一方の数が総数の10分の4未満となるないものとする」	84	81	832	341	41.0	地方自治法第138条の4第3項の規定により法律又は条例に基づき設置される附属機関及び市の事務について検討、研究等を行うために要綱等に基づき設置される委員会、協議会等	67	65	677	287	42.4	6	5	29	11	37.9	20	2	10.0	21	2	9.5	1		1		1		1	
14 205	藤沢市	50.0	2031年3月		277	271	7,852	3,346	42.6	法律・条例・要綱・要領による協議会及び任意の会議、実行委員会	56	52	729	222	30.5	6	6	44	9	20.5	41	4	9.8	42	4	9.5	1		1		1		1	
14 206	小田原市		2027年3月	40%以上6%未満	107	47	624	204	32.7		52	46	610	202	33.1	6	4	37	5	13.5	38	6	15.8	39	6	15.4	1		1		1		1	
14 207	茅ヶ崎市		2031年3月	目標値を4%以上、6%以下とする	86	67	878	250	28.5	全ての審議会	75	63	878	250	28.5	6	6	32	9	28.1	44	5	11.4	45	5	11.1	2	2024年12月1日	2	2024年12月1日	1	1	1	1
14 208	逗子市	40.0	2031年3月		80	66	755	224	29.7	市におけるすべての審議会等	36	32	360	117	32.5	5	3	17	4	23.5	26	2	7.7	27	2	7.4	1		1		1		1	
14 210	三浦市		2026年3月	30%以上	57	45	661	210	31.8		25	19	279	59	21.1	6	5	37	6	16.2	35	4	11.4	36	4	11.1	1		1		1		1	
14 211	秦野市	40.0	2026年3月		58	54	742	205	27.6	市の附属機関及び要綱等により設置された懇談会等	42	39	529	152	28.7	6	2	29	2	6.9	34	4	11.8	35	4	11.4	1		1		1		1	
14 212	厚木市	45.0	2028年3月		84	65	779	231	29.7	地方自治法第138条の4第3項の規定により設置されている機関	68	62	758	225	29.7	6	4	31	5	16.1	31	2	6.5	32	2	6.3	1		1		1		1	
14 213	大和市	40.0	2029年4月		58	44	517	148	28.6	地方自治法(第180条の5、第138条の4、第202条の3)に基づき設置されている審議会等(8つの必要時設置のものを含む)	44	41	488	143	29.3	6	3	30	5	16.7	34	4	11.8	35	4	11.4	1		1		1		1	
14 214	伊勢原市			2028年3月までに40%以上60%以下	55	53	605	215	35.5	法律により設置されている審議会等(地方自治法第202条の3)、条例、規則、要綱等により設置されている会議等	40	38	458	147	32.1	5	3	36	5	13.9	27	6	22.2	28	6	21.4	1		1		1		1	
14 215	海老名市	30.0	2030年3月		38	33	381	99	26.0		12	12	184	54	29.3	5	2	33	3	9.1	32	4	12.5	33	4	12.1	1		1		1		1	
14 216	座間市	50.0	2031年4月		76	52	1,016	403	39.7	地方自治法第202条の3に規定する審議会及び要綱等を根拠に設置する審議会等	35	29	503	177	35.2	5	2	26	3	11.5	30	2	6.7	31	3	9.7	1		1	</td				

都道府県コード	市町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				問9-1		調査時点コード													
		問8-1			問8-2				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)																					
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数		うち女性等数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)									
14 361	中井町				0	0	0	0			16	15	170	57	33.5	5	3	20	4	20.0	15	2	13.3	16	2	12.5	1		1		1	
14 362	大井町				0	0	0	0			22	20	237	66	27.8	5	1	23	2	8.7	21	5	23.8	22	5	22.7	1		1		1	
14 363	松田町	30.0	2023年2026月		21	17	314	55	17.5		21	16	297	54	18.2	5	3	22	4	18.2	24	1	4.2	25	1	4.0	1		1		1	
14 364	山北町	30.0	2026年3月		58	43	716	185	25.8		8	8	90	28	31.1	5	3	20	5	25.0	16	1	6.3	17	1	5.9	1		1		1	
14 366	開成町	40.0	2026年3月		25	23	264	75	28.4		22	21	235	68	28.9	5	3	26	6	23.1	14	1	7.1	0	0	0.0	1		1		1	
14 382	箱根町	30.0	2030年3月		30	22	267	62	23.2		26	20	254	58	22.8	4	2	13	4	30.8	22	1	4.5	23	1	4.3	1		1		1	
14 383	真鶴町	30.0	2031年3月		14	12	135	37	27.4	町が主となる審議会等	14	12	135	37	27.4	5	2	20	3	15.0	13	2	15.4	14	2	14.3	1		1		1	
14 384	湯河原町				0	0	0	0			16	14	218	54	4.1	0	0	0	0	0.0							1		1		1	
14 401	愛川町	30.0	2030年3月		56	34	368	107	29.1		38	33	378	103	27.2	5	2	24	4	16.7	29	2	6.9	30	2	6.7	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年9月1日
14 402	清川村	35.0	2025年3月		10	9	163	49	30.1	地方自治法第180条の5に基づく委員会及び同法第202条の3に基づく審議会	14	12	147	49	33.3	5	2	22	4	18.2	15	0	0.0	16	0	0.0	1		1		1	

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

神奈川県

都道府県コード	市区町名	目標年度	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					目標設定の対象である審議会等の範囲		問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)					
			目標値(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	
	横浜市								3	3	76	17	22.4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	川崎市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	相模原市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	横須賀市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	平塚市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鎌倉市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	藤沢市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小田原市								1	1	15	2	13.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	茅ヶ崎市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	逗子市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	三浦市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	秦野市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	厚木市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大和市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	伊勢原市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	海老名市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	座間市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	南足柄市								2	2	61	15	24.6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	綾瀬市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	葉山町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	寒川町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大磯町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	二宮町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中井町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大井町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	松田町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	山北町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	開成町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	箱根町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	真鶴町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	湯河原町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	愛川町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	清川村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

神奈川県

調査時点コード	1	2025年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

調査時点	議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)
------	------------------------------

		市・区・町・村・議会の議員の両立支援体制に関する調査															
都道府県	市区町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 職員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 間12-1で1を選択した場合、取扱することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 間12-1で1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 間12-3で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 間12-1で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 間12-5で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。	1.個別の各事由を明記した規定がある。	2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。	3.個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上も認めていない。	4.個別の各事由を明記した規定なく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)				
1ド名	28	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したこともない。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がない、過去に事例も判断したことない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他		
14100	横浜市	横浜市職員の氏の使用に関する取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が、婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改める等した後も、日頃職場で専ら使用する氏(通称)(以下「旧姓等」という。)に関する必要な事項を定めるものとする。 (使用の範囲) 第2条 職員は、次に掲げる場合を除き、文書等に旧姓等を使用することができる。 (1)文書等に旧姓等を使用することにより、法令等に違反する場合 (2)文書等に旧姓等を使用することにより、外部の機関等との関係から、円滑な事務の遂行に支障をきたすおそれがある場合 (3)その他の実務上段階の支障が生じると認められる場合	横浜市会	1	2	1	横浜市会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付けて、開議前までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定により出産を事由とする欠席の届出をしようとする議員は、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができます。 (欠席の届出) 第67条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付けて、開議前までに委員長に届け出なければならない。 2 前項の規定により出産を事由とする欠席の届出をしようとする議員は、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができます。	2				1	1	1	1	1	1
14130	川崎市	川崎市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、市長事務部局に勤務する一般職に属する職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合の手続等に關する必要な事項を定めるものとする。	川崎市議会	1	3	1	川崎市議会議規則 第2条 議員は、出産のため出席ができないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2				1	1	1	1	1	1
14150	相模原市	相模原市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、市長部局に勤務する一般職に属する職員(会計年度任用短時間勤務職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (旧姓の使用) 第2条 職員は、専ら職員の間で使用している文書等で、法令又は条例等の規定に反するそれがなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上著しい誤解や混亂を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。 (旧姓使用の文書等) 第3条 前項の旧姓を使用することができる文書等とは、別表に掲げるものとする。 (承認) 第4条 職員は、前条に掲げる文書等において旧姓を使用しようとするときは、市長の承認を得なければならぬ。 (申請) 第5条 職員は、前条の旧姓の使用の承認を受けようとするときは、相模原市職員旧姓使用承認申請書(第1号様式)を所属長を経て市長に提出しなければならない。 (承認の通知) 第6条 市長は、旧姓の使用を承認したときは、相模原市職員旧姓使用承認通知書(第2号様式)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。 (他の任命権者の承認受け取扱い) 第7条 市長以外の任命権者から旧姓の使用の承認を受けた職員については、市長が旧姓の使用を承認したものとみなし、第5条及び前条の規定による手続きを省略することができるものとする。 (中止届) 第8条 市長の承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、相模原市職員旧姓使用中止届(第3号様式)を所属長を経て市長に提出しなければならない。 2 前項に規定する旧姓使用中止届を提出した職員は、再び旧姓の使用をすることはできない。 (責務) 第9条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるように努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たり、常に市民や他の職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (その他) 第10条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、市長が定める。	相模原市議会	1	3	1	相模原市議会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により出席できないときは、その理由を付けて、当日の開議時刻までに、議長に届け出なければならない。 2 前項の届出があつたときは、議長は、その事由を会議に報告しなければならない。 3 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができます。	2				1	1	1	1	1	1
14201	横須賀市	横須賀市職員旧姓等使用取扱要綱 第2条 職員は、婚姻等の前の戸籍上の氏及び住民票の通称欄に記載している通称名(以下「旧姓等」という。)を職場での呼称として使用することができます。 2 職員は、別表に掲げる文書において旧姓等を使用することができる。	横須賀市議会	1	2	1	横須賀市議会議規則第2条第2項、横須賀市議会委員会規則第3条第2項 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができます。 ※委員会規則の場合は、議員→委員、議長→委員長となる。	2				1	1	1	1	1	1
14203	平塚市	平塚市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、専ら職員の間で使用している文書等で、法令又は条例等の規定に反するそれがなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上著しい誤解や混亂を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	平塚市議会	1	2	1	平塚市議会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができます。	2				1	1	1	1	1	1

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																							
都 市 道 府 県 コ ド	市 区 村 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 間12-1で1を選択した場合、取得することができる可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 間12-1で1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 間12-3で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 間12-1で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 間12-5で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4つの中から一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)													
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例も判断したことない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例			配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他						
14 204	鎌倉市	1	鎌倉市職員旧姓使用取扱要綱	第2条 職員は、専ら職員の間で使用している文書等で、法令又は条例等の規定に反するおそれがない、かつ、職務遂行上又は事務処理上著しい誤解や混亂を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。□	鎌倉市議会口	1	2	1	鎌倉市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、病気、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により会議に出席することができないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに、議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため会議に出席することができないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後9週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1					
14 205	藤沢市	1	藤沢市職員服務規程	第5条の2 職員は、専ら職員の間で使用している文書等で、法令、条例その他の規程に反するおそれがない、かつ、職務遂行上又は事務処理上著しい誤解や混亂を招くおそれのないものとして市長が認めるものにおいて、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によつて戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することができる。	藤沢市議会	1	2	1	藤沢市議会会議規則 第3条 2 議員は、出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1					
14 206	小田原市	1	小田原市職員旧姓使用取扱要綱	第2条 職員は、専ら職員の間で使用している文書等で法令又は条例の規定に反するおそれがない、かつ、職務遂行上又は事務処理上著しい誤解や混亂を招くおそれのないものとして市長が認めるものにおいて、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によつて戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用している文書、軽易な文書等で、公務遂行上旧姓等を使用して支障がないと所属長が判断するもの	小田原市議会	1	3	1	小田原市議会会議規則 第3条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)の前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	4	1	1					
14 207	茅ヶ崎市	1	茅ヶ崎市職員服務規程 (旧姓の使用) 第10条 職員は、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も、別に定める基準に基づき、市長の承認を受けて、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することができる。	神奈川県茅ヶ崎市議会	1	2	1	茅ヶ崎市議会会議規則 (欠席又は遅参若しくは早退の届出) 第3条 議員は、公務、病気、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため議会の会議に出席することができないときは又は遅参し、若しくは早退しようとするときは、その旨及び理由を当日の開議の時刻までに議長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない理由により届け出ることができないときは、その理由がなくなった後速やかに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、当該出産の予定日の週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前日から当該出産の予定日(議員が出席したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内において、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。 (欠席又は遅参若しくは早退の届出) 第93条 委員は、公務、病気、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため委員会の会議に出席することができないときは又は遅参し、若しくは早退しようとするときは、その旨及び理由を当日の開議の時刻までに委員長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない理由により届け出をすることができないときは、その理由がなくなった後速やかに委員長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、委員が出席のため出席できないときは、当該出産の予定日の週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2				1	1	1	1	1	1					
14 208	逗子市	1	逗子市職員の旧姓使用に関する要綱	第2条 職員は、別表に掲げる文書等に使用する氏について、任命権者に旧姓使用の申出を行った場合は、旧姓を使用するものとする。	逗子市議会	1	2	1	逗子市議会会議規則 第3条 議員は、公務、病気、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により会議に出席することができないときは、その理由を付し、開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため会議に出席することができないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1				
14 210	三浦市	2		三浦市議会	1	2	1	三浦市議会会議規則 第2条 議員は、公務、病気、育児、看護、介護、出産、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により会議に出席できないときは、その理由及び日数(出産のため出席できない場合にあっては、出産予定日の6週前の日(多胎妊娠の場合にあっては、14週前の日)から当該出産の日後8週を経過する日までの範囲内日数)を記載した欠席届を当日の開議時刻までに議員長に提出しなければならない。 第84条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、出産、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により会議に出席できないときは、その理由及び日数(出産のため出席できない場合にあっては、出産予定日の6週前の日(多胎妊娠の場合にあっては、14週前の日)から当該出産の日後8週を経過する日までの範囲内日数)を記載した欠席届を当日の開議時刻までに議員長に提出しなければならない。	1			三浦市議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 議員の会議等、次に掲げるものをいう。 ア 議会の定期会及び臨時会の会議 イ 三浦市議会議員会議規則(昭和46年三浦市条例第10号)に基づき設置された委員会の会議 ウ 三浦市議会議員政治倫理条例(平成15年三浦市条例第13号)に基づき設置された審査会の会議 エ 三浦市議会会議規則第16条に規定する協議又は調整を行うための場 (2) 公務上の災害等 三浦市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年三浦市条例第15号)に基づき認定された公務上の災害及び通勤による災害をいう。 (3) 長期欠席 病疾その他の事由により、議会の会議等を欠席した日(以下「欠席開始日」という。)から、同日後において議会の会議等に最初に出席した日(以下「復帰日」という。)の前日又は議員の職を離れた日のいずれかの日までの期間(以下「欠席期間」という。)が90日を超える欠席をいう。					1	1	1	1	1	1	
14 211	秦野市	2		秦野市議会	1	2	1	秦野市議会会議規則 第2条 議員のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前日から出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議員長に欠席届を提出することができる。 第91条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前日から出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議員長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1					

都道府県	市町村	市区町村		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定がないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)	問12-8 配偶者の出産	問12-9 育児	問12-10 家族の看護	問12-11 家族の介護	問12-12 疾病	問12-13 その他	
14 212	厚木市	1	厚木市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することについて必要な事項を定めるものとする。	厚木市議会	1	2	1	厚木市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1
14 213	大和市	1	大和市職員旧姓使用取扱要領 (趣旨) 第1条 この要領は、一般職の職員(以下「職員」という。)が婚姻等によって氏を改めた後も引き続き婚姻等の前の氏(以下、「旧姓」という。)を使用することについて必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用届) 第2条 旧姓を使用しようとする職員は、大和市職員服務規程(昭和39年訓令第7号)第5条及び第6条に基づく履歴書又は履歴事項追加(変更)届により所属長を経て人事主管課長に旧姓使用を届け出ねばならない。 (管理) 第3条 人事主管課長は、旧姓使用的適正な管理に努めなければならない。 (旧姓使用的範囲) 第4条 職員は、この要領の定めるところにより、文書等(次に掲げるものを除く。)に旧姓使用をすることができます。 (1) 税務署、地方公務員共済組合、全国健康保険協会、日本年金機構、金融機関等の機関又は法人の円滑な事務の遂行に支障をおぼえずある文書等 (2) 人事・給与システム(会計年度任用職員システムを含む。)に登録された情報に基づく文書等(3) 前の号に掲げるもののほか、旧姓を使用することにより法令上又は実務上支障が生じると認められる文書等(旧姓使用者等の責務) 第5条 旧姓使用者は、旧姓を使用するにあたっては、常に市民、職員等に誤解が生じないように努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓使用にあたり、その適切な運用と公務の円滑な運営に努めなければならない。 (中止) 第6条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、履歴事項追加(変更)届を所属長を経て人事主管課長に提出しなければならない。 (委任) 第7条 この要領に定めるもののほか、旧姓使用に関し必要な事項は、人事主管課長が別に定める。	大和市議会	1	2	1	大和市議会会議規則 第3条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1
14 214	伊勢原市	1	伊勢原市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員(臨時の任用職員及び非常勤嘱託職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、従前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することについて必要な事項を定めるものとする。	伊勢原市議会	1	3	1	伊勢原市議会会議規則 第2条 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第91条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1
14 215	海老名市	1	海老名市職員旧姓使用取扱要綱／海老名市職員通称使用取扱要綱 【海老名市職員旧姓使用取扱要綱】 (旧姓の使用) 第2条 職員は、車ら職員の間で使用している文書等で、法令又は条例等の規定に反するおそれがない場合、かつ、職務遂行上又は事務処理上著しい誤解や混乱を招くおそれがないものについて、旧姓を使用することができるものとする。 【海老名市職員通称使用取扱要綱】 (通称使用的範囲) 第3条 この要綱の規定による承認を受けた職員が通称を使用することができる文書等は、専ら職員の間で使用している文書等で、法令又は条例等の規定に反するおそれがない場合、かつ、職務遂行上又は事務処理上著しい誤解や混乱を招くおそれがないものについて、通称を使用することができるものとし、別表第1に掲げる基準に該当するものとする。	海老名市議会	1	2	1	海老名市議会会議規則 第3条第2項 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出しなければならない。	2				1	1	1	1	1
14 216	座間市	1	座間市職員旧姓等使用取扱要綱 第4条第1項 職員は、旧姓等を使用するときは、所属長を経て任命権者に旧姓等使用届(第1号様式)を提出しなければならない。	座間市議会	1	4	2		2				2	2	2	2	1
14 217	南足柄市	2		南足柄市議会	1	3	1	南足柄市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1
14 218	綾瀬市	1	綾瀬市職員旧姓等使用取扱要綱 第2条 職員は、専ら職員間で使用している文書等で、法令等の規定に違反することのないものについては、旧姓等を使用することができる。	綾瀬市議会	1	2	1	綾瀬市議会会議規則(平成2年議会規則第1号) 第3条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																		
都 市 道 府 県 コ 一 ド	市 市 区 区 村 町 村 町 村 町 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を 欠席事由として 明記した規定 (産休を含む) があるか。	問12-2 間12-1で 1.を選択した 場合、取得する ことが可能な休 業期間は、次の うちどれか。	問12-3 間12-1で 1.を選択した 場合、該当部分の 条文(本文)を記入して ください。	問12-4 間12-3で 1.を選択した場合 1.を選択した 場合、該当部分の 条文(本文)を記入して ください。	問12-5 間12-1で 1.を選択した場合、 休暇期間の報酬について減額の規 定はあるか。	問12-6 間12-5で 1.を選択した場合、 該当部分の条文(本文)を記入して ください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、 以下の事由に該当する場合は○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がない、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)								
				議 会 名	1. 明記した規 定があり、認 めている。 2. 明記した規 定はないが、運 用上認めてい る。 3. 明記した規 定がなく、運 用上も認めてい ない。 4. 明記した規 定がなく、過去 に事例がない。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入して ください。	1. 明記した規 定がある。 2. 明記した規 定はないが、運 用上認めてい る。 3. 明記した規 定がなく、運 用上も認めてい ない。 4. 明記した規 定がなく、過去 に事例がない。	1. 劳働基準法 65条の産前産 後期間よりも短 い。 2. 労働基準法 65条の産前産 後期間と同等。 3. 労働基準法 65条の産前産 後期間よりも長 い。 4. 期間の定め はない。	1. 産前産後期 間を明記した規 定がある。 2. 産前産後期 間を明記した規 定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
14 301	葉山町	1	葉山町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、常時勤務する葉山町職員(臨時の任用職員、会計年度任用職員及び再任用職員を除く、以下「職員」という。)が結婚その他の理由により戸籍上の氏を改めた後も、戻し改める前の氏(以下「旧姓」という。)を引き続き使用することについて必要な事項を定めるものとする。	葉山町議会	1	2	1	葉山町会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由により会議を欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、開議時刻までに議長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により届け出できないときは、その事情がなくなつた後、速やかに議長に届け出るものとする。2 前項の規定にかかるは、議員が出産のため会議に出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
14 321	寒川町	1	寒川町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、寒川町職員服務規程(昭和46年寒川町訓令第2号)第3条に規定する履歴事項追加更届に旧姓使用届(第1号様式)を添えて、所属長を経て人事担当課等の長に提出しなければならない。	寒川町議会	1	2	1	寒川町議会会議規則 第3条第2項 2 前項の規定にかかるは、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
14 341	大磯町	1	大磯町職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の範囲) 第3条 職員は、法令上又は外部との関係で事務の遂行に支障を及ぼすものを除き、旧姓を使用することができる。	大磯町議会	1	2	1	大磯町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかるは、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
14 342	二宮町	1	二宮町旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、二宮町職員定数条例(昭和32年二宮町条例第57号)第1条に規定する職員のうち、町長の事務部局に勤務する職員(新規に採用された職員を含む。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに際し必要な事項を定めるものとする。	二宮町議会	1	3	1	二宮町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかるは、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				4	4	4	4	2	
14 361	中井町	1	中井町旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、務務課長に届け出ることにより、次条第1項に掲げる文書等において旧姓を使用することができる。	中井町議会	1	2	1	中井町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかるは、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
14 362	大井町	2		大井町議会	1	2	1	大井町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかるは、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
14 363	松田町	1	松田町職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用) 第2条 職員は、車ら職員の間で使用している文書等で法令又は条例の規定に反するおそれがない、かつ、職務遂行上又は事務処理上著しい誤解や混亂を招く恐れがないものとして次に掲げる文書等において、旧姓を使用することができる。 (1) 職員名簿 (2) 座席表 (3) 事務分担表 (4) 名札 (5) 起業文書における起案者氏名 (6) 決算等に使用する印鑑 (7) その他、復命書、事務引継書等職員間で使用している文書、簡易な文書等で、公務遂行上旧姓を使用しても支障がないと所長が判断するもの	松田町議会	1	2	1	松田町議会会議規則 (参考) 第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかるは、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
14 364	山北町	1	山北町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、山北町職員(臨時の任用職員及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することについて必要な事項を定めるものとする。	山北町議会	1	3	1	山北町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、事務公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかるは、議員が出席のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	3	病気等により会議を長期欠席する場合、その期間に応じて報酬を減額する条例があるが、ケースによって判断されることなる			1	1	1	1	4	
14 366	開成町	1	開成町職員旧姓使用取扱要綱 第2条第1項 職員は、専ら職員間で使用している文書等で、法令等の規定に違反することなく、かつ、職務遂行上著しい誤解や混亂を招くおそれのないものについては、旧姓を使用することができる。	開成町議会	1	3	1	開成町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかるは、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																	
都 市 道 府 県 コ ド	市 区 村 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)							
14 382	箱根町	1	箱根町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、箱根町職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	箱根町議会	1	3	1	箱根町議会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	箱根町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 (議員報酬の減額) 第3条 議員活動休止期間が90日を超えた場合は、次の各号に掲げる額の合計額をその超えている月の翌月に支給する議員報酬から減額する。 (1) 当該議員が受けるべき議員報酬の額をその超えている月の現日数で除して得た額にその超えている月の議員活動休止期間(議員活動休止期間の開始日から起算して365日を超える期間を除く。)の日数(議員活動休止期間の開始日から起算して90日以内の期間の日数を除く。)及び100分の200の割合を乗じて得た額 (2) 当該議員が受けるべき議員報酬の額をその超えている月の現日数で除して得た額にその超えている月の議員活動休止期間(議員活動休止期間の開始日から起算して365日を超える期間に限る。)の日数及び100分の50の割合を乗じて得た額 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により議員報酬から減額する額がその減額しようとする月における減額前の議員報酬の額を超えるときは、議員報酬から減額する額は、当該減額前の議員報酬の額とする。 3 任期満了、辞職、失職、除名若しくは議会の解散(以下「任期満了等」という。)又は死亡により議員報酬を減額しようとする月に議員報酬が支給されないときは、第1項の規定は、適用しない。 (期末手当の減額) 第4条 6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者又はそれそれの基準日前1月以内に任期満了等若しくは死亡によりその職を離れた者(当該基準日において在職していた者を除く。)であって、それそれの基準日前6月の間(以下この条において「期末手当減額対象期間」という。)において議員活動休止期間(議員活動休止期間の開始日から起算して365日を超える期間を除く。)の日数(議員活動休止期間の開始日から起算して90日以内の期間の日数を除く。)及び100分の200の割合を乗じて得た額 (2) 期末手当減額対象議員が受けるべき期末手当の額を期末手当減額対象期間の現日数で除して得た額にその期末手当減額対象期間における議員活動休止期間(議員活動休止期間の開始日から起算して365日を超える期間を除く。)の日数(議員活動休止期間の開始日から起算して90日以内の期間の日数を除く。)及び100分の50の割合を乗じて得た額	1	1	1	1	1		
14 383	真鶴町	1	真鶴町職員旧姓使用取扱要綱 第1条「この要綱は、真鶴町の一般職の職員(中略)が(中略)婚姻等の前の氏を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする」	真鶴町議会	1	2	1	真鶴町議会規則 第2条 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
14 384	湯河原町	2		湯河原町議会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間前の日(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	2	1	湯河原町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 (議員報酬の減額) 第3条 議員が自己都合、疾病等により、町議会の会議等を長期間欠席したときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬に、次表の左欄に掲げる町議会の会議等を欠席した日から町議会の会議等に出席した日の前までの期間に以下「欠席期間」という。に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額とする。		1	1	1	1	1			
14 401	愛川町	1	愛川町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 旧姓を使用することができる文書等の基準及びその例は別表第1に、旧姓を使用することができない文書等の基準及びその例は別表第2に掲げるとおりとする。	愛川町議会	1	2	1	愛川町議会議規則 第1章 総則 第3条第2項 前項の規定にかかわらず、議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	2	1
14 402	清川村	1	清川村職員の旧姓使用に関する要綱 (旧姓の使用) 第3条 急性を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触する恐れがないか、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、おむね別表1に掲げる基準に該当するものとする。	清川村議会	1	2	1	清川村議会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	2	

調査表4-5
市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

調査時点	議会関係は2024年7月1日(その他2024年4月1日)	神奈川県														
都 市 市 区	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査	地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	災害対策本部への女性の配置状況													
道 府 町	問12-8 議員の利用することのできる保健施設等が議会に設置または提供されているか。 問12-9 議員の利用することのできる保健施設等が議会に設置または提供されているか。 問12-10 議員の利用することのできる保健施設等が議会に設置または提供されているか。 問12-11 議員の利用することのできる保健施設等が議会に設置または提供されているか。 問12-12 議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。 問12-13 議員向け研修を行っていますか。 問12-14 当該研修において、男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。 問12-15 議員において、通常又は旧姓の使用を認めていますか。 問12-16 議會において、通常又は旧姓の使用を認めていますか。 問12-17 政治分野の男女共同参画に関する規定を記入してください。 問12-18 政治分野の男女共同参画に関する規定を記入してください。	問13 政治分野の男女共同参画に関する規定を記入してください。 問14 政治分野の男女共同参画に関する規定を記入してください。	問15 本部員長を含む(人) うち女性(人) 女性比率(%) 内閣員に対する男女共同参画の視点からの防火・復興をテーマとした研修の実施状況													
県 村 町	1. 人員及び場所の設置または提供されている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供されている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供される予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置または提供されている。(常設) 2. 授乳室等に必要な場所の設置または提供される予定である。 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 4. なし	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられない。 3. その他(不明等)						
コ リ ド ネ ル フ ノ ム	0 2 16 2 5 2 0 0 15 31 26	14 3 2	17 4 2 8 4 2 3 13 12 15 28 0 1 1 2 2	8 25 0 12	1,441 303 21.0% 4											
14 100 横浜市	4 1 2									1	横浜市防災計画 第4章 防災関係機関が行うべき業務の大綱 10 公共的機関及び消防上重要な施設の管理者 (10)横浜市男女共同参画センターの管轄 ア 男女共同参画推進の視点からの防災意識の普及啓発 イ 災害時における女性の心やからだ等の相談窓口の提供	32 3 9.4				
14 130 川崎市	4 2 3									1	川崎市地域防災計画風水害対策編(令和3年度修正) 【地域防災計画風水害対策編(令和3年度修正) 3ページより抜粋】 第2条 男女共同参画の視点から、被災時に増大する家事、育児、介護等の女性の集中や、記者等からの暴力や性被害、性暴力が生じるといったシナリオ一覧が明かに記載している。 こうした問題を踏まえ、災害時における様々な被害やニーズに対応するため、市では地域防災活動における女性の参画を推進するとともに、この計画のすべての事項を通して、被災時の男女のニーズの違いに配慮を行うほか、防災会議の議題に占める女性の割合を高めるよう取り組みなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものです。また、男女共同参画センターが、男女共同参画の視点に基づく災害活動の実施となるよう、市民文化局人権・男女共同参画室は連携し必要な支援を行う。 男女共同参画センターの役割 (平常時) ・男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に貢献事業を実施する。 ・各課の連携を図り、災害発生後に避難所やボランティア活動場所において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者とならないよう「暴力は許されない」という意識の普及を図る。 (災害時) ・男女共同参画の視点に基づく情報発信。 ・市民文化局・人権・男女共同参画室と協議の上、災害時における男女共同参画の視点に基づく相談受理体制を確立する。	36 3 8.3				
14 150 相模原市	4 4 1 1												80 17 21.3 ○			
14 201 横須賀市	4 4 1 1												30 1 3.3			
14 203 平塚市	4 4 3									1	平塚市議会議員の通称名等の使用に関する要綱 (定義) 第2条 この要綱において「通称名等」とは、次に掲げるものをいう。 (1) 戸籍に記載された氏名の全部又は一部を、平仮名若しくは片仮名で表記したもの又は異体字から通用字体で改めたもの (2) 婚姻、養子縁組等の事由により戸籍に記載された氏を変更した場合における変更登録等の使用 (3) 通称名等の使用 第3条 議員は、議長の承認を受けたときは、次に掲げるものを除き、議会において通称名等を使用することができる。 (1) 墓碑に関する届出書類 (2) 辞職願 (3) 議員報酬及び費用弁償の支給に関する書類 (4) 源泉徴収票 (5) 税額算定の申請書類 (6) 地域説明会等各種証明書類 (7) 市議会議員公済会に関する各種届出書類 (8) この要綱に基づき申請し、又は提出する書類 (9) 前各号に掲げるもののほか、通称名等の使用によって実務上の混亂が生ずるおそれがあると議長が判断するもの (使用の申請等) 第4条 議会において通称名等を使用しようとする議員(以下「申請者」という。)は、平塚市議会議員通称名等使用申請書(第1号様式)により議長に申請しなければならない。 2. 議員は、前項の規定によると申請があつたときは、議会運営委員会において協議の上、当該申請に係る通称名等の使用の認否を決定し、その旨を平塚市議会議員通称名等使用承認(不承認)通知書(第2号様式)により当該申請をした議員に通知するものとする。 3. 前項の規定にかかわらず、市議会議員選挙後、議長が選出されるまでの期間においては、申請者と、平塚市議会議員通称名等使用申請書を議会局長に提出するものとする。この場合において、当該申請に係る通称名等の使用の認否については、各派閥連合において協議の上、議会局長が決定するものとする。	27 4 14.8				
14 204 鎌倉市	4 4 1	3	9月定期会中の条例制定に向けて、現在協議中	1 3 1 2	2						19 2 10.5					

都道府県	市町村	地区	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き、ガイドラインを含む)における具体的な役割			災害対策本部への女性の配置状況					
			問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12				問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	問14	問15			
都道府県	市町村	地区	議員の利用することができる施設等が議会に設置または提供されているか。	議員におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	問12-10で「1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-11で「1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-12				ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止研修)の実施について、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-16で「1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがありますか。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13で「1.を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。	本部員総数※本部長を含む(人)	うち女性(人)	女性比率(%)	庁内職員に対する男女共同参画の視点からの防災・復興をテーマにした研修の実施状況		
都道府県	市町村	地区	1.人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2.保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3.設置または提供する予定である。 4.なし	1.行っている。 2.行っていない。 3.取り組む予定である。 4.行つておらず、今後、取り組む予定もない。	1.規定期防等に関する議員向け	2.ハラスメント防止に関する議員向け	3.その他	その他内容	1.行っている。 2.行っていない。 3.取り組む予定である。 4.行つておらず、今後、取り組む予定もない。	1.研修において利用している。 2.研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う予定もない。 3.研修において利用していない又は現在は研修を行つておらず、今後行う予定もない。	1.行っている。 2.行っていない。 3.取り組む予定はある。 4.行つておらず、今後、取り組む予定もない。	1.明記した規定があり、認めている。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上認めていない。 4.明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。	1.明記した規定があり、認めている。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上認めていない。	1.位置づけられた規定がある。 2.位置づけられない。 3.その他(不明等)	タウン誌「ふじさわびと」によるWeb「ふじさわびと」特集企画「藤沢市の女性市議会議員座談会」の掲載協力	2	38	7	18.4	○			
14 205	藤沢市	4	4	1	1	2			藤沢市議会ハラスメントの防止に関する条例、藤沢市議会ハラスメントの防止に関する要綱	【条例】 (目的) 第1条 この条例は、議員によるハラスメントを防止するための措置等を講ずることにより、議員及び職員が尊重された職場環境を確立することを目的とする。 以下条文	2	3	1	1	藤沢市議会議員の通称名等の使用取扱要綱	第2条 議員は、議長の承認を受けたときは、次に掲げる事項を除き、通称名又は婚婦等の前の戸籍の氏(以下「通称名等」という。)を使用することができます。(1)履歴に関する届け出書類(2)辞職願(3)報酬・手当・費用弁償の支給に関する書類(4)源泉徴収票の名義(5)叙位及び叙勲の(6)在職証明書等各種証明書(7)市議会議員共済会に関する各種届出書(8)この要綱に基づき提出する書類(9)その他通称名等の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの	タウン誌「ふじさわびと」によるWeb「ふじさわびと」特集企画「藤沢市の女性市議会議員座談会」の掲載協力	2					
14 206	小田原市	4	4	1	1				小田原市議会議員の政治倫理に関する申合せ	2.政治倫理の基準(5)パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、名誉の毀損その他の人権を侵害する一切の行為をしないこと。	1	3	3	1	小田原市議会議員の通称の使用に関する規程	(趣旨) 第1条 この規定は、議員が議員氏名として本名(戸籍簿に記載された氏名をいう。以下同じ。)に代えて通称(本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているもの(当該議員が市議会議員選挙において選用する同令第88条第8項の認定を受けたものに限る。)をい。以下同じ。)を使用することに際し必要な事項を定めるものとする。(通称の使用)第2条 議員は、議長の許可を受けたときは、議員氏名として通称を使用することができる。(使用の手続き)第3条 前条の許可を受けようとする者は、市議会議員選挙の日の翌日から起算して5日以内に、通称使用申請書により議長に申請しなければならない。2.議長は、前項の規定による申請があつたときは、代表者会議において協議をした上で、許可又は不許可の決定をするものとする。	2						
14 207	茅ヶ崎市	4	4	1	1				茅ヶ崎市議会基本条例逐条解説 第9章 議員の政治倫理、定数及び議員報酬 (議員の政治倫理) 第25条 議員は、主権を有する市民の代表者として市政に携わる責務を深く自覚し、主権を有する市民の負託に応えるため、政治倫理の向上に努めなければならない。(平成31条例8・旧第23条線下、令和5年条例13・旧第24条線下)	【趣旨】 本条では、議員の政治倫理の向上について規定します。 【説明】 第1条(目的)で、市民福祉の向上と構成で民主的な姿勢の推進に寄与することをこの条例の目的としています。それを実現するためには、議会を構成する議員は、自らの地位や権限を利用して、特定の企業に利益を与える行為や、企業からの金銭的な贈り物や接待、その他の利益を受け取ってはいけません。また、市の職員に対して、公正な職務執行を妨げる行為や、採用、昇任などの人事に開拓する不正な働きかけを行ってはいけません。その他の、ハラスメントや文書、インターネット等により他の者の名前や社会的信用を奪う可能性の高い詐説中傷など、議員としての品性と名前を損ない、市議会の信頼を失墜させるおそれのある行為を行うことの内容、政治倫理の向上に努めることとしています。 なお、本条に規定して、茅ヶ崎市自治基本条例第9条(議員の責務) 【議員の責務】 〔茅ヶ崎市自治基本条例第9条〕 第9条 概 2 議員は、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、政治倫理の向上に努めなければならない。 3 概	2	3	3	2	なし	①茅ヶ崎市地域防災計画地図災害対策計画 ②茅ヶ崎市地域防災風水害対策計画、特殊災害対策計画 ① 第2章第2節第7 男女共同参画の視点に配慮した防災対策の普及啓発 第5章第6節第7 男女共同参画の視点に配慮した生活環境の確保 茅ヶ崎市地域防災計画資料編(引用記載が難いため、該当ページを記載) ② 第1章第1節第5 茅ヶ崎市災害対策本部運営要綱P.12 ② 第2章第2節第7 男女共同参画の視点に配慮した防災対策の普及啓発 第5章第4節第7 男女共同参画の視点に配慮した生活環境の確保	1	27	3	11.1			
14 208	逗子市	4	4	3						3		3	2				15	3	20.0				
14 210	三浦市	4	4	3						3		3	4		特になし		2	16	0	0.0			
14 211	秦野市	4	4	1	1				秦野市議会議員政治倫理規程(第2条・第3条)、秦野市議会基本条例(第11条2)	第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日の日から出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。第91条2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日の日から出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	1	3	3	1	秦野市議会の先例・申し合わせ	第19 議員の通称名等の使用 1 議員の氏名は、本名を用いることとするが、本名に代えて通称又は婚姓等の前の戸籍の氏(以下「通称名等」という。)を議長の許可により、その任期中、使用することができる。	特になし			42	7	16.7	
14 212	厚木市	4	4	3						1	3	3	2			厚木市地域防災計画 第4項 避難所の運営 10 男女共同参画の視点に配慮した生活環境の確保 ①県及び市は「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン(令和2年5月)」を踏まえ、被災時の男女の権利を尊重するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点や参画に十分配慮し、避難所における生活環境を常に良好なものとするよう努めます。(2)市は、県の「避難所マニュアル策定指針」を参考に、女性用のトイレや専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置場所の工夫、生理用品、女性用下着の女性による配布など、女性の生活環境を良好に保つとともに、女性や子供に対する暴力等を防ぐための照明の設置などにより安全を確保し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めます。	1	27	1	3.7			

都 市 道 府 県 市 区 府 町 村 村 市 名	市 市 区 区 町 町 村 村 議 會 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 關 す る 調 査	地 域 防 災 計 画 や 避 難 所 運 営 に 關 す る 指 針 (手 引 き ・ ガ イ ド ラ イ ン を 含 む) における 具 體 的 な 役 割										災 害 対 策 本 部 へ の 女 性 の 配 置 状 況		研 修 の 実 施 状 況											
		問 12-8	問 12-9	問 12-10	問 12-11	問 12-12	問 12-13	問 12-14	問 12-15	問 12-16	問 12-17	問 12-18	問 13	問 13-1	問 14	問 15									
都 市 道 府 県 市 区 府 町 村 村 市 名	議員の利用する ことのできる 保健施設等が 議会に設置ま たは提供されて いるか。	議員におけるハラ スメント防止に関する取組みは、次のうらどれか。 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうらどれか。	問12-11で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-12で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-14で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-15で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-16で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-17で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13で1.を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。	問13-1で1.を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。	本部員総数 ※本部長を含む (人)	うち女性 (人)	女性比率 (%)	府内職員に対する男女共同参画の視点からの防災・復興をテーマにした研修の実施状況									
都 市 道 府 県 市 区 府 町 村 村 市 名	1. 人及び場 所の設置また は提供がされて いる。(臨時 のものも含む) 2. 保育に必要 な場所の設置 または提供がさ れている。(臨時 のものも含む) 3. 設置または 提供する予定 である。 4. なし	1. 専用の場所 が設置されている。 (常設) 2. 授乳等に必 要な場所の設置 または提供がさ れている。(臨時 のものも含む) 3. 設置または提 供する予定であ る。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていない が、今後、取り組 む予定である。 3. 行っておらず、 今後、取り組む予 定もない。	規 定 ラ ス メ ン ト 防 止 に か か る る	相 ハ ラ ス メ ン ト 規 定 防 止 に か か る る	3 そ の 他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていない が、今後、取り組 む予定である。 3. 行っておらず、 今後、行う予定もな い。	1. 研修において利 用している。 2. 研修において利 用していない又は 現在は研修を行 っていないが、今後 行う予定である。 3. 研修において利 用していない又は 現在は研修を行 っていないが、今後 行う予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていない が、今後、取り組む 予定である。 3. 行っておらず、 今後、行う予定もな い。	1. 行っている。 2. 行っていない が、今後、取り組む 予定である。 3. 行っておらず、 今後、行う予定もな い。	1. 明記した規定が あり、認めている。 2. 明記した規定は ないが、運用上認 めている。 3. 明記した規定が なく、運用上も認め ていない。 4. 明記した規定が なく、過去に使用し た事例も判断したこ ともない。	1. 位置づけられ た規定がある。 2. 位置づけられ ていない。 3. その他 (不明等)	特になし	2										
14 342	二宮町	4	2	1	1		二宮町議会ハラスメント根絶条例	二宮町議会ハラスメント根絶条例	ハラスメントは、基本的人権及び個人の尊厳を著しく傷つけ、議会活動に支障を来し、いいでは議会の社会的信用及び信頼を失うことにつながる。科学的知識の積み重ねと人々の訴えを背景に、世界規模で人権と個人を尊重する社会に進みつつある。その一方で、社会全般には相反する動きがあり、さまざまハラスメントが記されている状況がある。議会基本条例の主旨に基づき、町民の負託に応える確かな議会運営を実現するために、議会議員におけるハラスメントを根絶し、常に応対することができる条例が必要となった。また、議員から職員に対する不適切な行為があつては、政治運営を阻害することとなる。このことは、議会が責任を持って律するべきである。議会としての役割を十分發揮するため、互いに人格を尊重し、相互信頼を深めること、ハラスメントのおそれがあつた場合の相談・調査体制の確立、防止のための研修などを通じて、その根絶に努め、信頼される議会の実現を目指すことを決意し、二宮町議会は、この条例を制定する。 (目的) 第1条 この条例は、二宮町議会議員(以下「議員」という)間及び二宮町職員(以下「職員」という)と議員間ににおけるハラスメントの根絶のために必要な事項を定め、町民から信頼される町議会の実現に資することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において「ハラスメント」とは、次に掲げる行為をいう。 (1) 社会的な性的差別により、相手に精神的又は身体的な苦痛を与える行為 (2) 職務上の地位、役職等の優位性を背景に、適正な職務権限の範囲を超えて、相手に精神的又は身体的な苦痛を与える行為 (3) 性的指向、性自認等の情報について、本人の了解を得ず暴露することにより、プライバシーを侵害し、相手を傷つける行為 (4) 前各号に掲げるもののほか、個人の人格若しくは尊厳を害し、相手に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は個人の職務環境を害する行為 (議員の責務) 第3条 議員は、町政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理観を持ち、地方自治の本旨に従つて、その使命の達成に努めなければならない。 2 議員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、労働意欲を低下させ、及び勤務環境を害するものであること並びに職員が職務遂行上の対等な立場にあることを自覚し、並びに職員の人格を尊重した活動をしてしなければならない。 3 議員は、当該議員によるハラスメントがあると疑われるときは、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。 4 議員は、他の議員がハラスメントに当たる行動又は言動を行っていると認められる事態に遭遇したときは、当該議員に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努めなければならない。 (申出) 第4条 議員及び職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、議長、副議長、議会運営委員会委員長、議会基本条例推進委員会委員長(以下「申出受付者」という)に苦情又は相談の申出をすることができる。この場合において、苦情又は相談の提出は、その理由を明らかにした文書をもって行うものとする。 (1) 議員からハラスメントを受けたとき (2) 議員間又は議員から職員へのハラスメントと思料される事案を耳撫し、又は把握したとき 2 前項の規定による申出を受けた申出受付者は、当該申出について議長(議長が当事者の場合は副議長、議長及び副議長が当事者の場合は議会運営委員会委員長、議長、副議長及び議会運営委員会委員長が当事者の場合は議会基本条例推進委員会委員長、次条、第六条第1項及び第6項、第七条並びに第八条において同様。)に報告するものとする。(代表者表記) 第5条 議長は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、二宮町議会代表者会議(以下「代表者会議」とい)を設置する。2 代表者会議の組織、運営等について必要な事項は、規程で定める。 3 代表者会議は、当事者に対する事実確認を行うものとする。 4 代表者会議は、前項の規定による事実確認に基づき、調査の要否について、議会全員協議会において協議の上、決定するものとする。 5 代表者会議は、前項の決定をしたときは、議長に対して、当該決定及び第3項の規定により行った事実確認の内容を報告するものとする。 (調査委員会) 第六条 議長は、前条第5項の規定により調査を要すると報告を受けたときは、二宮町議会ハラスメント調査委員会(以下「調査委員会」という)を設置する。 2 調査委員会は、4人以内で組織する。 3 委員は、次に掲げる者のうちから議長が委嘱する。 (1)弁護士、司法書士その他ハラスメント事案に関する専門的な知識を有する者 1名以上 (2)人権についての見識を有する者 1名以上 (3)議員・議長及び当事者を除く) 1名 4 調査委員会の組織、運営等について必要な事	1	1	3	4									2	10	2	20.0
14 361	中井町	4	4	1	1	2	中井町議会議員政治倫理条例	中井町議会議員政治倫理条例	第3条(6) 何人に対しても、ハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	1	3	3	4			2	16	1	6.3						
14 362	大井町	2	2	1	1		大井町議会議員政治倫理規程	大井町議会議員政治倫理規程	第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (8) その権限又は地位を利用して、嫌がらせ、強制、圧力をかける行為その他人権を侵害するおそれのある行為をしないこと。	1	3	3	4			2	21	1	4.8						
14 363	松田町	4	4	1	1		松田町職員の職場におけるハラスメントの防止等に関する要綱	松田町職員の職場におけるハラスメントの防止等に関する要綱	(目的) 第4条 この要綱は、職場における「セクシュアル・ハラスメント」、「パワー・ハラスメント」及び「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」以下「ハラスメント」という)の防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置(以下「対応」とい)に係る問題を定め、もってすべての職員が快適に働くことができる職場環境を実現することを目的とする。	3		3	4				1	避難所運営マニュアル	*運難所の運営に当たって、事前の想定に基づき、運営委員会を設置します。 避難所運営委員会の構成(基準) 代表者 ○○自治会副会長 副代表 避難者の代表 副代表 ムム自治会副会長 副代表 女性の代表 統務班長 情報班長 被災者管理班長 施設管理班長 食料物資班長 救護班長 衛生班長 ボランティア班長	17	3	17.6			

都 市		市 区 郡 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												地 域 防 灾 計 画 や 避 隅 所 運 営 に 關 す る 指 尺 (手 引 キ・ガ イ ド ラ イン を 含 む) に お け る 具 体 的 な 役 割			災 害 対 策 本 部 へ の 女 性 の 配 置 状 況						
道 府 町	県 村 町	市 区	市 区	問 12-8	問 12-9	問 12-10	問 12-11	問 12-12	問 12-13	問 12-14	問 12-15	問 12-16	問 12-17	問 12-18	問 13	問 13-1	問 14	問 15					
道 府 町	県 村 町	市 区	市 区	議員が現地で行うべき事務のうち、議員が議会に設置または提供されているか。	議員が現地で行うべき事務のうち、議員が議会に設置または提供されているか。	議員が現地で行うべき事務のうち、議員が議会に設置または提供されているか。	議員が現地で行うべき事務のうち、議員が議会に設置または提供されているか。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当議院におけるハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	男女共同参画に関する議院におけるハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	議院におけるハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	政治分野の男女共同参画に関する議院におけるハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	同上	同上	同上	本節員総数 ※本部長を含む (人)	うち女性 (人)	女性比率 (%)				
コ コ	村 町	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のもの含む) 2. 保健に必要な場所の整備または提供がされている。(臨時のもの含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳室に必要な施設等に設置されたり組合せられている。(現時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	規 定 ラ イ ン 相 談 意 ス ロ メ シ ャ メ ニ 規 定 防 止 等 に 關 す る 議 員 向 け	2 規 定 ラ イ ン 相 論 意 ス ロ メ ニ 規 定 防 止 等 に 關 す る 議 員 向 け	3 そ の 他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がないが、運用上認めない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他 (不明等)	同上	同上	同上	同上	同上	同上				
ド 名																							
14 364	山北町	4	4	3																			
14 366	開成町	4	4	1	1	2		開成町議会ハラスマント防止条例 上記条例全てが該当しています。		1	3	3	4	1	2	2	23	2	8.7				
14 382	箱根町	4	1	1	1			箱根町議会議員政治倫理規程 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1) 町民全体の奉仕者として、法令を遵守し、議会及び議員の品位及び名誉を損なう行動を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある金品の授受その他の行為をしないこと。 (2) 町又は町が資本金、基本金その他これに準ずるもの出資している法人(以下「町等」という。)若しくは町の施設の指定管理者が行う工事の請負契約、業務の委託契約又は物品の購入契約その他の契約(以下「請負契約等」という。)に關し、特定の業者のために推薦、紹介その他の不正疑惑を持たれる有利な取り扱いをしないこと。 (3) 地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける等、人権侵害のおそれのある行為をしないこと。 (4) 町職員の公正な職務の遂行を妨げ、又はその権限及び地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。 (5) 町職員の採用、昇任又は人事異動に関して不正に開示しないこと。 (6) 町税等の納付を誠実に行うこと。				3		3	2					26	4	15.4	
14 383	真鶴町	4	4	3														16	0	0.0			
14 384	湯河原町	4	4	3														0	0	0.0			
14 401	愛川町	4	4	3														41	1	2.4	○		
14 402	清川村	4	4	3														15	1	6.7			